第五十八条第二項中「事業」の下に「又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事業」を加え、「（特定事業に係るものを除く。）」を削り、同条第三項中「国際貨物運送取扱事業」を「国際貨物利用運送事業」に改め、同条第五項中「内航運送」の下に「若しくは外航航運送に係るもの又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業」を加え、同条第六項中「第二種利用運送事業」を「航空運送若しくは鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業」に改め、「外国人国際利用航空運送事業者」を「外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者」に改め、同条第七項中「貨物自動車運送に係る第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業」を「鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業」に、「第四条第一項第三号」を「第十八条第一項第三号」に改め、「又は運送取次事業（外航航運送又は内航航運送に係るものを除く。）の登録事項（法第二十四条第一項第二号に掲げる事項に限る。）」及び「（第四項に規定するものを除く。）」を削り、同条を第五十条とする。

第五十九条を第五十一条とする。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第１号様式（第５条関係）

第一種貨物利用運送事業者登録簿

登録番号			登録年月日		
氏名又は名称			商号		
法人にあってはその代表者の氏名			住所		
主たる事務所の名称			主たる事務所の所在地		
事業に係る運送機関の種類	外航	内航	航空	鉄道	自動車
業務の範囲					
営業所の名称及び所在地					
利用運送の区域又は区間					
備考					

第２号様式（第31条関係）

外国人国際第一種貨物海上利用運送事業者登録簿

登録番号		登録年月日		所属国	
氏名又は名称			商号		
法人にあってはその代表者の氏名			住所		
主たる事務所の名称			主たる事務所の所在地		
業務の範囲					
営業所の名称及び所在地					
利用運送の区域又は区間	国内				
	国外				
備考					

法人にあっては代表者及び役員の国籍		法人にあっては資本金並びに出資者の国籍別及び国、公共団体又は私人の別による出資額の比率				
（役職）氏名	国籍	出資者	国籍	国、公共団体、私人の別	出資額	%

第３号様式（第31条関係）

外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者登録簿

登録番号		登録年月日		所属国	
氏名又は名称			商号		
法人にあってはその代表者の氏名			住所		
主たる事務所の名称			主たる事務所の所在地		
業務の範囲					
営業所の名称及び所在地					
利用運送の区域又は区間	国内				
	国外				
備考					